

協議第54号

各種事務事業（交通関係事業）の取扱いについて

各種事務事業（交通関係事業）の取扱いについて、別紙のとおり提案する。

平成16年4月21日 提出

海部西部4町村合併協議会  
会長 井桁 諭

各種事務事業（交通関係事業）の取扱い

佐屋町の公共施設巡回バス、佐織町の総合福祉センター巡回バスについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

なお、立田村、八開村の地域を含めた巡回バスの運行及びルートを、新市において検討する。

平成 年 月 日確認

## 海部西部4町村合併協議会の調整方針

合併協議会事務局

協議項目	24 各種事務事業の取扱い			協議細目	6 交通関係
調整の方針	佐屋町の公共施設巡回バス、佐織町の総合福祉センター巡回バスについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 なお、立田村、八開村の地域を含めた巡回バスの運行及びルートを、新市において検討する。				
内 容	現 行				具体的な調整内容
	佐 屋 町	立 田 村	八 開 村	佐 織 町	
巡回バス	公共施設巡回バス			総合福祉センター巡回バス	現行のとおり運行する。
コース	4コース（3行程）	運行なし	運行なし	4コース	
バスの種類	マイクロバス			マイクロバス	
バスの台数	3台			1台	
料金	無料			無料	
運行日	月曜日～土曜日			月曜日～金曜日	
14年度利用者 運行委託	120,552人 27,216千円			16,306人 6,212千円	
					立田村、八開村の地域を含めた巡回バスの運行及びルートを、新市において検討する。
<b>先進事例</b>					
市町村名	合併(予定)年月日	調 整 方 針			
高梁市	平成16年10月1日	地域の基幹交通として、利用者の利便性を確保するため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 (1) 住民の日常生活を支える交通手段として維持できるよう努めるものとする。 (2) 地域の実情を考慮し、社会的弱者等の交通を確保できるよう努めるものとする。			
砺波市	平成16年11月1日	市営バス事業及び市営駐車場の取扱いについては、現行のまま新市に引き継ぐものとする。 生活路線バス対策については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。			
大洲市	平成17年1月1日	地方バス路線の維持及び福祉バスの運行については、現行のまま引き継ぎ、新市において必要に応じ制度、運用等を調整する。			
井原市	合併特例法の期限内を目標	(1) 路線バス等の確保対策は、現行のまま新市に引き継ぐ。 (2) 市内循環バス及び町営バスの運行事業は、合併後においてバス交通体系を検討する。			